

# 妊婦健康診査・1か月児健康診査に係る都内共通受診方式導入について

産婦や新生児が自治体の区域を越えて健診を受診できるよう、令和8年10月から広域的な都内共通受診方式を導入します。

## 産婦健康診査

- 出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等を行う健康診査で、産後うつや新生児への虐待予防にも資する取組

### 対象施設

原則として、診療科目に産婦人科を標榜しており、産婦健康診査を実施する医療機関

公益社団法人東京都助産師会に所属しており、都内分娩を取り扱う助産所

### 対象者

原則、産後2か月以内の産婦

### 受診時期

1回目：産後2週間頃　2回目：産後1か月頃

### 審査項目

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査 等

### 公費負担額（予定）

国の補助単価（1回あたり5,000円・2回まで）を基準とする

## 1か月児健康診査

- 乳児に対して身体発育状況や栄養状態の把握、身体異常の早期発見等を行う取組

### 対象施設

原則として、診療科目に産婦人科、小児科を標榜しており、1か月児健康診査を実施する医療機関

### 対象者

出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児

### 受診時期

生後28日から生後48日まで

### 審査項目

身体発育状況、栄養状態、疾病及び異常の有無  
新生児聴覚検査、先天性代謝異常等検査の実施状況の確認  
ビタミンK2投与の実施状況の確認 等

### 公費負担額（予定）

国の補助単価（1回あたり6,000円・1回まで）を基準とする